

第7号様式

山梨県収入証紙貼付欄 (2,000円)

※山梨県収入証紙は令和8年3月31日で完全に廃止されます。山梨県
収入証紙以外での納付は、裏面をご覧下さい。

介護支援専門員証移転交付申請書

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者) 氏 名

印

電話番号 (自宅) — —

(携帯) — —

介護保険法施行規則第113条の20第3項の規定により、介護支援専門員証の移転交付を申請します。

フリガナ												
氏名												
生年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
フリガナ												
住所	〒	—										
登録番号												
介護支援専門員資格登録年月日 (西暦)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
移転前の 都道府県名												

(注意) 1 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができる。

2 添付書類は次のとおりとする。

①介護支援専門員登録移転申請書 (第2号様式)

②写真 (カラー縦3cm×横2.4cm) 1枚

申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもの。

裏面に氏名を記入すること。

③移転先の住民票 (申請前3か月以内に発行されたもの)

④返信用定型封筒 (長形3号 23.5cm×12cm)

住所・氏名を記入し、460円分の切手を貼付すること。

⑤交付手数料2,000円は、山梨県収入証紙 (令和8年3月31日必着)又はPOSレジ又は電子納付 (やまなしくらしねっと)のいずれかで納付してください。

◇山梨県収入証紙以外の納付方法

① POSレジによる納付

POSレジを利用する場合、レジ設置場所(※)で下記バーコードをPOSレジに読み取らせてください。レシートと共に発行される納付済証を受け取り、下記の欄に貼付してください。必ず、<◆◆納付済証◆◆>と記載のある領収書の方を貼付してください。

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名（略称）介護支援専門員証交付手数料（2,000 円）



※レジ設置場所

以下の山梨県ホームページで、レジ設置窓口をご確認下さい。
すべての手数料等を取り扱っている窓口で納付して下さい。

<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html>

山梨県庁トップページ → 組織案内 → 会計課 → 山梨県収入証紙の廃止と新しい手数料納付方法について

納付済証貼付欄※全面貼付

② 電子納付（やまなしくらしねっと）による納付

インターネット上で納付が可能です。詳細は、以下のホームページをご確認下さい。

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay

※「やまなしくらしねっと」でも検索できます。